

国の文化施策を取巻く状況

—文化芸術に関する法整備と地方自治体の方向性—

◎文化を基軸とする基本法整備へ機運

文化芸術の振興に対する国民の期待の高まりなどを背景に、「文化芸術振興基本法」が公布・施行をされたのは、約 14 年前の 2001 年 12 月 7 日です。ここに至る兆しは、1980 年を前後するころから顕著になり始めてきました。

1968 年：文化庁設置

1977 年：文化行政長期総合計画懇談会（文化庁）

1980 年：文化の時代—文化の時代研究グループ（大平総理政策研究会報告書）

1998 年：文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて（文化庁）

2001 年：文化芸術振興基本法 施行

◎文化芸術振興基本法の概要

この法律では、議員立法として成立されました。「前文」に加えて「第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）」「第 2 章 基本方針（第 7 条）」「第 3 章 文化芸術振興に関する基本的施策（第 8 条～第 35 条）」及び「附則」で構成されています。

概ね、以下の 3 つの点について定めています。

- ① 文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、レコード、文化財などの文化芸術の振興に関する基本理念を定める
- ② 国と地方公共団体の責務を明らかにする
- ③ 文化芸術の振興に関する自主的な活動を促進し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る

また、この法律の整備が、これからの文化振興施策の策定に重要だと考えられている点を以下に整理しました。

● 第 1 章 総則 第 1 条（目的）

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

● 第 1 章 総則 第 2 条（基本理念）

1. 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2. 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
3. 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
4. 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
5. 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
6. 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
7. 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
8. 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

● **第3章 総則 第25条（劇場、音楽堂等の充実）**

国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。⇒「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」

● **第3章 総則 第35条（地方公共団体の施策）**

地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

⇒「文化振興条例」等整備の動機

なお、この「文化芸術振興基本法」の整備に伴い、おおむね5年間を見通した政府の文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進のために、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が文化審議会答申に基づき作成をされ、閣議決定をされてきます。

現在までに、第4次基本方針が以下の通り閣議決定をされてきました。

- ・ 2002年 12月 10日 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 第1次基本方針
- ・ 2007年 2月 9日 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 第2次基本方針
- ・ 2011年 2月 8日 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 第3次基本方針
- ・ 2015年 5月 22日 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 第4次基本方針

「第3次基本方針」において「重点的に取り組むべき施策」として、「現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める」ことが明記をされたことから、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の立法化が促進されこととなります。

◎劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 概要

この法整備の前段として文化庁は、法整備の前段として「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（概要）」の中で、「現状」と「課題」の整理をしています。

【我が国の劇場、音楽堂等の現状】

- ・ 我が国において、劇場、音楽堂としての機能を有している施設の多くは、文化センターや文化ホール等の文化施設である。これら施設については、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
- ・ これら文化施設における文化芸術活動については、文化施設の運営者による自主公演等として行われる場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

【我が国の劇場、音楽堂等の課題】

- ・ 近年、地方公共団体の文化関係予算が減少しているとともに、文化施設を設置している地方公共団体において、これらの施設の文化政策上の役割が不明確であり、文化施設の劇場、音楽堂としての機能が十分に発揮されていないという指摘がある。
- ・ また、現在、文化芸術団体の活動拠点が東京をはじめとする大都市圏に集中しており、地方では多彩な文化芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定している。

以上のように、我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等に係る「現状」や「課題」を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを趣旨として、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の整備が図られました。

なお、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」も「文化芸術振興基本法」同様に議員立法により成立され、「前文」に引き続き、「第1章 総則（第1条～第9条）」「第2章 基本的施策（第10条～第16条）」そして「附則」から構成されています。

この法律で特に注目すべき点を以下に整理しました。

● 第1章 総則 第1条（目的）

この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の基本理念にのっとり劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

● 第1章 総則 第2条 (定義)

この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。

● 第1章 総則 第3条 (事業)

劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする

1. 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと：**創造事業**
2. 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること：**施設提供**
3. 実演芸術に関する普及啓発を行うこと：**普及啓発**
4. 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと：**連携強化**
5. 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと：**国際交流**
6. 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと：**資料収集**
7. 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと：**人材育成**
8. 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと：**社会包摂**

● 第1章 総則 第7条 (地方公共団体の役割)

地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

● 第2章 基本的施策 第12条 (地域における実演芸術の振興)

地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

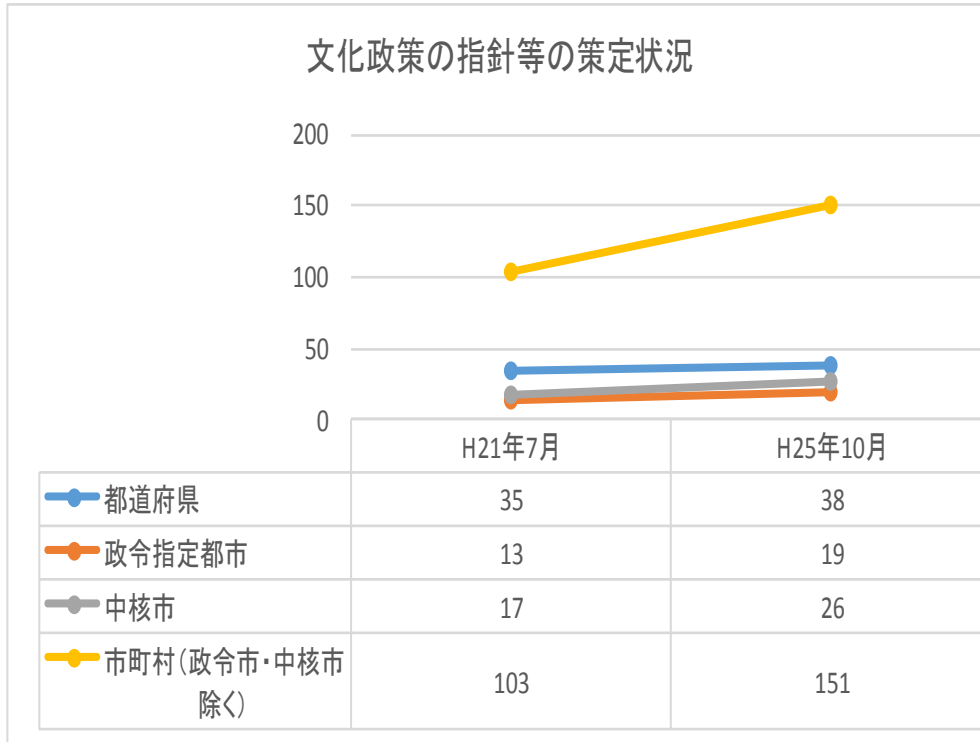
● 第2章 基本的施策 第16条 (劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

1. 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。
2. 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
3. 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

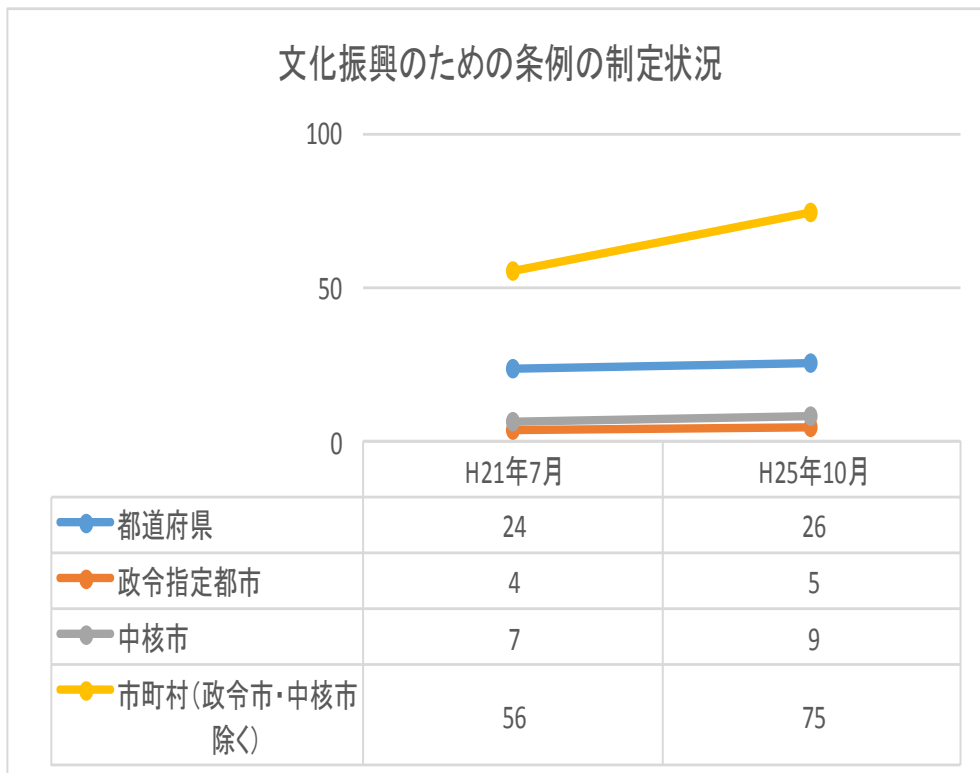
⇒「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組みに関する指針」2013年3月29日

参考1

【全国における文化政策の指針等の策定状況】



【全国における文化振興のための条例の策定状況】



文化芸術の振興に関する基本的な方針 —文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針)ポイント

<今回の改訂のポイント>

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度)
- 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生, 2020年東京大会, 東日本大震災等)
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ✓ あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加, 鑑賞体験ができる機会の提供
- ✓ 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ✓ 被災地からは復興の姿を, 地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ✓ 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に約6割へ)
 地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→2020年に約6割へ)
 寄付活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→2020年に倍増へ)
 鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→2020年に約8割へ)
 文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→2020年に約4割へ)
 訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→2020年に2000万人へ)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ✓ 地方創生:文化芸術, 町並み等を地域資源として戦略的に活用し, 地方創生の起爆剤に!
- ✓ 2020年東京大会:全国津々浦々で, あらゆる主体が『文化プログラム』を展開, 多くの人々が参画
→ 2016年リオ大会後, オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し, 機運の醸成
- ✓ 東日本大震災からの復興:文化芸術の魅力で, 国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ✓ 文化芸術への公的支援を, 戦略的投資と位置づけ, 文化芸術振興への支援を重点化

第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

- ✓ 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど, 我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ✓ 日本と海外との多様な芸術交流など, 分野の特性に配慮しつつ, 戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ✓ 地域の多様な主体による文化政策の立案
- ✓ 国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ✓ 文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化, 観光・産業振興との連携
- ✓ 日本版アーツカウンシル
- ✓ 障害者の芸術活動の振興
- ✓ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ✓ 全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信
- ✓ 2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請, 民間企業等の活動の促進

重点戦略2: 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ✓子供や若者の「創造力」と「想像力」の育成
- ✓学校における芸術教育の充実
- ✓雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ✓指定管理者制度の理解の促進
- ✓伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

重点戦略3: 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ✓文化財の適切な状態での保存・継承
- ✓文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等
- ✓「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みの創設
- ✓歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ✓ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ✓水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

重点戦略4: 国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ✓日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ✓国内外の国際的芸術イベントの充実
- ✓文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ✓デジタルアーカイブ化(映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等)の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信
- ✓日本各地の文化創造と国際的発信の拠点づくりの推進
- ✓文化施設等をユニークベニュー(*1)として公開・活用し、MICE(*2)の誘致や開催
(*1)ユニークベニュー: 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。
(*2)MICE: Meeting(企業等のミーティング), Incentive(企業等の報奨・研修旅行), Convention(国際会議), Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。
- ✓我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進
- ✓東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ✓外国人に対する日本語教育の推進

重点戦略5: 文化芸術振興のための体制の整備

- ✓国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実
- ✓『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ✓文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ✓デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興 | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進 | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解 | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等 | 10 その他の基盤の整備等 |